

入 で折衝

め、百平方以上超一、二百平方以上の住宅は年利六・七五%を適用する措置により利子補給額を縮小するのがねらい。

これに対し建設省は住宅の質の向上を掲げる第四期住宅建設五年計画が五十六年度からスタートすることもあって強く反発、とくに条件改善につながる所得制限の導入、面積要件の改定については

法制審部会が 会社法改正案

監査役の権限強化 株式の額面5万円に

は平行線をたどる——として、所得制限で譲歩することになったもの。

しかし、建設省としても無原則な所得制限には応じられないとしており、大蔵省が提案した対象除外ライン年収六百万円以上という案は拒否する方針。住宅金融公庫の調べによると、公庫融資対象者のうち、年収六百万円以上の人は約一・一%、同八百万円以上は二%強となっている。

建設省は、渡辺蔵相が先の政府与党首脳会議で「公庫融資制度の根幹を変えない」と言明していることから、対象除外ラインを六百万円以上に設定することは制度の根幹にかかわるとし、国民への影響が最小限ですむ八百万円以上をラインにして今後折衝する。

監査人による監査対象企業の拡大や複数監査制を盛り込んだ監査特例法(株式会社の監査に関する商法の特例に関する法律)改正案要綱を決定した。

商法関係改正案要綱は①新株発行の場合の株式の額面を五万円(現行は五十円と五百円)とする②既存会社の場合は、経過措置として額面の合計五万円を一単位とする「単位株制度」を導入する——を柱としている。この部会案は事実上そのまますべてとなるもので、来年一月十六日に予定される法制審議院総会に諮り、奥野法相に答申される。法務省はこれを受けて監査特例法改正案要綱とあわせて、再開通常国会に提出、今国会中の成立に全力をかける方針である。

改正作業は、ロッキード疑獄や航空機疑獄などにみられる企業に絡む犯罪を防止することをねらいとして「株式制度」「株式会社の機関」「株式会社の計算・公開」を中心に五十年から全面的な見直しが行われた。今度の改正は商法が明治三十二年に施行されてから、昭和二十五年に改正されて以来の大規模な改正である。

主な改正点は現在、額面五十円と五百円の株式の発行額を五万円に引き上げたこと「単位株制度」の導入である。この単位株制度は一単位の基準を額面合計五万円とし、単位未満株式や単株については株主総会への出席、議決権などの共有権を持たない。しかし記名請求権などの共有権は認められている。

また企業同士が株式を持ち合い、その結果、株主総会の決議を曲げることを防止するため、株式の相互保有や子会社による親会社の株式の取得についても厳しく制限している。さらにいわゆる総会

筆洗

最終決算期前の一年間の営業収入が二百億円以上③最終貸借対照表上の負債合計額が百億円以上——のいずれかに該当する会社はわくが拡大された。

江青女史が反革命罪で裁かれようとしているが、同女史は最終弁論で「文章は正しかった。死刑はなっても光栄である」と節をまげようとしたという。判決は早ければ今週末にも下る見込みだが、毛沢東主席の妻を処刑することで、文章を裁いたことはなまるまい▼裁判とはいっても初めから「極刑」の結論が出ていて、それを法を当てはめた政治裁判である。すべて筋書き通りだ。「文章」については、胡耀邦総書記が「なにもいいことはない。災難だ」といっている。これに対し江青は予審の段階から「私は毛主席の犬です。犬をたたいてするのなら、犬の主人の顔をみなければいけません」と主張している。毛沢東はいま裁かれている妻と文章を「正しかった」といっただろうか▼文章が、劉少奇に実権を奪われた毛沢東の発動した権力闘争であることは、すでに周知の事実である。正しかったかどうか、それは「勝てば官軍、負ければ賊軍」としかいえないのがなかろう。文章発動は江青の王光美(劉少奇夫人)に対するしっぺ返しから始まった、という説さえある。宮廷内の権力闘争に巻き込まれ迫害を受けた国民にとって、文章は「災難」としかいいようがなかろう▼いすれにせよ、文章の罪を江青にかぶせて、毛沢東の責任を問わずにまては、文章を裁いたことにはならぬ。「私は毛主席の犬です」という江青の主張は、その意味において正しい。ひるがえって、江青が糾弾兵とともに天安門上に姿を現して以来の、わが国の文章についての評論を思い起こしてみると、文章を新しい社会主義革命であるかのようについのがほとんどだった▼二十四日付本紙夕刊文化欄で評論家の中嶋嶺雄氏が、時流に乗って書き散らす言論の無責任さを指摘し「フランスではいまや文章当時の言論の責任を問う声が厳しく、私は(こちら)に比べて、あいつはマオイヌに比べて、あいつはマオイヌに比べて、あいつはマオイヌに比べて」と激しい言葉をよぶ耳にした」と書いている▼中嶋氏の指摘にまったく同感である。裁かれているのは別に江青の四人組のみならんや。

企業の自主的監査機能の強化、株式制度の改革などを旨として商法第二編「会社」(会社法)の全面改正作業を進めていた法制審議会商法部会(部会長・鈴木竹雄東大名誉教授)は二十四日、商法関係の改正法案要綱の部会案と会計

も調印へ 早供給

生産すると思われる、同社はどちらで生産するか社内で検討中。

ン13
一(中)
一)

経済
921
785
913

放

<p>放 放送の線</p> <p>ジョイフル!! カーライフ 中古車情報 2月号 ●好評発売中 ●定価230円(千60円)</p>	<p>今こそ、 初</p> <p>合格資料 無料急送</p>	<p>コンピュータ基礎学習</p> <p>●学習 ●講 ●講</p>	<p>愛の讃歌 マイウェイ</p> <p>たのしいポ ハガキに希望の</p>
--	---	--	--